

各所属所共済事務担当者 様

東京都職員共済組合事務局
年金保険部医療保険課

育児休業手当金（1歳後請求）の支給要件の周知について（依頼）

日頃から、当組合の共済事業につきまして、御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件については、現在共済ハンドブック及び東京都職員共済組合ホームページにより、組合員に対して周知を図っており、各所属所共済事務担当者においても、産前産後休暇及び育児休業を取得する組合員に対し、適切に御案内するようお願いしているところです。

一方で、育児休業手当金の1歳後請求において、重要な要件である、後述3の「要件1における保育所などの入所申込みに関する注意事項」を未確認のまま請求し、支給要件を満たさない事例が散見されております。

加えて、育児休業手当金の支給期間が平成29年10月に改正され、最長で2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで延長されることとなりました（別紙）。

このため、育児休業手当金の1歳後請求と2歳までの支給延長の要件を、下記のとおり改めてお知らせしますので、対象者への周知について、よろしく願いいたします。

記

1 対象者

産前産後休暇取得予定及び取得中並びに育児休業中の組合員

2 支給要件

子の1歳の誕生日以後も引き続き育児休業が承認されている場合で、次のいずれかの要件を満たしたとき。

(1) 要件1

育児休業の申出に係る子について、保育所若しくは認定こども園（以下「保育所等」という。）又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、1歳に達する日（誕生日の前日）までに保育所の入所申込みを行っている場合で、その子が1歳に達する日後（誕生日以後）の期間について当面保育が実施されないとき（保育所等の入所若しくは家庭的保育事業等の利用に関する区市町村長の証明書による）。

(2) 要件2

育児休業の申出に係る子の1歳に達する日後の期間について、常態としてその子の養育を行う予

定であった配偶者が、次のいずれかに該当したため、当該組合員の育児休業が承認された場合

- 1 死亡したとき。
- 2 負傷、疾病又は身体上若しくは、精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- 3 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。
- 4 6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

3 要件1における保育所などの入所申込みに関する注意事項

- (1) 子の1歳の誕生日以前を入所希望日とする申込みをしていなければ、要件に該当しません。申込手続、申込期限等について早い段階で保育所のある各自治体に確認してください。特に入所前月の上旬に申込期限を設定する自治体が多いため、注意が必要です。4月入所については、通常の申込期限より早くなる場合がありますので、併せて御注意ください。

また、自治体によっては1月から3月の入所申込みを実施していない自治体もあります。この場合でも子の1歳の誕生日以前を入所希望日とする申込みをしていないと要件には該当しないので、御注意下さい。

(例) 平成30年10月21日が誕生日であれば、令和元年10月1日以前を入所希望日として自治体に入所申し込みをした結果、自治体から入所が実施されない旨決定通知書を交付された場合に要件を満たします。令和元年11月1日が入所希望日では、要件を満たしません。

- (2) 自治体の窓口に行ったが、欠員等がなく、入所の見込みがない旨の案内を受けた場合でも、必ず申込みを行ってください（この事務連絡を明示することも可能）。
- (3) 保育所等には、認証保育所などいわゆる無認可保育所は含みません。また、自治体に対して申込みを行っておらず、自治体による入所選考が行われない保育施設（都庁内保育所の都庁の職員枠等）についても、1歳後請求の支給要件を満たす保育所等には該当しません。
- (4) 保育が実施されない場合には、入所申込みの有効期限まで請求が可能です。有効期限後の請求については、再度、入所申込みをする必要があります。
- (5) 請求の際の添付書類として、保育所等の入所若しくは家庭的保育事業等の利用に関する区市町村長の証明書が必要です。当該書類から、支給要件（2（1）要件1）について確認をいたします。

お問合せ先
東京都職員共済組合事務局
年金保険部医療保険課給付担当
TEL 03-3232-4728

2歳までの育児休業手当金の支給期間延長について（平成29年10月1日施行）

- (1) 育児休業の対象が施行日以後に2歳に達する日までの子で、当面その保育が実施されない場合、施行日以後2歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。
- (2) 1歳6か月から2歳まで支給期間を延長する際には、改めて1歳後請求を行う必要があります。（初回の1歳後請求で2歳に達する日までの延長は認められません。）
- (3) 育児休業の対象となる子が1歳6か月に達する日後の期間について、保育所若しくは認定こども園（以下「保育所等」という。）又は家庭的保育事業等における保育が実施されていないことがわかる保育所等の入所若しくは家庭的保育事業等の利用に関する区市町村長の証明書の提出をもって、支給期間延長の要件に該当することを確認します。（初回の1歳後請求と同様の手続きを行う必要があります。）
- (4) 対象となる事例は、次のア、イのいずれかに該当する場合は。

ア 育児休業に係る子が1歳の時点で本依頼文2（1）の要件に該当し、平成29年10月1日の施行日以後、当該子が1歳6か月を迎えた時点においても当面その保育が実施されない場合



- ・ 1歳6か月に達する日とは、出生日から起算して1年6か月後の応当日（1歳6か月を迎えた日）の前日をいいます。
- ・ 1歳6か月を迎えた時点において延長要件を満たすことが確認できる保育所等の入所若しくは家庭的保育事業等の利用に関する区市町村長の証明書が必要です。

イ 平成 29 年 9 月 30 日までに 1 歳 6 か月に達しているが、当面その保育が実施されていない場合が続いており、施行日以後に 2 歳に達する場合



(例) H29. 9. 1 に 1 歳 6 か月を迎える子がいる場合

→H29. 9. 1 ~H29. 9. 30 までの期間は育児休業手当金が支給されないが、

H29. 10. 1 以降に要件を満たし必要な手続を行えば、その子が 2 歳に達する日まで手当金が支給されます (経過的措置)。

- ・ 1 歳 6 か月に達する日後 (1 歳 6 か月を迎えた日以後) の期間において延長要件を満たすことが確認できる保育所等の入所若しくは家庭的保育事業等の利用に関する区市町村長の証明書が必要です。